

令和 8 年度 教育・保育施設等 継続利用のご案内

□令和 8 年 4 月からも現在利用中の施設を継続して利用される場合

令和 8 年 4 月からも引き続き現在の施設を継続利用するためには、継続利用申請が必要です。各必要書類をご準備いただき、提出期限までにご提出ください。

【提出先】香美市内の施設を利用中の方：現在利用中の施設

香美市外の施設を利用中の方：教育振興課幼保支援班（本庁舎 2 階 3 番窓口）
※郵送可

【提出期限】令和 7 年 11 月 14 日（金）

【提出書類】※詳細は P. 1～2 に記載しています。

認定区分	提出書類
1 号認定 （教育認定）	・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届） ・利用者負担額（保育料）の軽減認定のための申立書 ※該当者のみ
2・3 号認定 （保育認定）	・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届） ・「保育を必要とする事由」を証明する書類（就労証明書等） ・保育利用時間申請書 ※香美市内の施設を利用中の方のみ ・利用者負担額（保育料）の軽減認定のための申立書 ※該当者のみ

□令和 8 年 4 月から転園をされる場合

転園される場合は、以下の日程で受け付けをします。上記の継続利用される場合の提出書類に「教育・保育施設等転園申込書」をあわせてご提出ください。

※在園中の施設でも児童を募集するため、原則元の施設へは戻れません。

※市外の施設へ転園を希望される方は、受付期間が異なる場合がありますので、お早めに教育振興課幼保支援班へお問い合わせください。

【提出先】香美市教育振興課幼保支援班（本庁舎 2 階 3 番窓口）

【受付期間】令和 7 年 10 月 15 日（月）～令和 7 年 12 月 12 日（金）

□市外へ転出される場合 又は 継続利用を希望しない場合

教育振興課幼保支援班にその旨を令和 7 年 11 月 14 日（金）までにご連絡ください。あわせて、「教育・保育施設等退所届」及び「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定証返還届」のご提出をお願いいたします。

※市外に転出される方は、転出先の市町村で保育所等の申込申請を行ってください。市町村により、申請時期が異なりますので、お早めにご確認ください。

きょうだい児が新規入所で申し込まれる方

以下の日程で 4 月 1 日入所の申し込みを受け付けします。

※申し込み書類は、教育振興課幼保支援班、教育委員会香北分室、教育委員会物部分室、繁藤出張所、香美市内の教育・保育施設、子育てセンターなかよし、子育てセンターびらふで配布します。

書類配布：令和 7 年 11 月 4 日（火）～

1 次募集：令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 7 年 12 月 12 日（金）

2 次募集：令和 7 年 12 月 15 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

<目 次>

- 1 継続利用の提出書類について P. 1 ～ 2
- 2 転園の提出書類について P. 2
- 3 入所の承認（決定）について P. 2
- 4 教育・保育給付認定について P. 3
- 5 教育・保育給費認定の変更の手続きについて P. 4
- 6 利用者負担額（保育料）・副食費について P. 5 ～ 6
- 7 食物アレルギーについて（香美市内保育園） P. 6
- 8 香美市教育・保育施設等一覧 P. 7 ～ 8

令和 8 年度教育・保育施設等のクラス編成

クラス	生年月日
5 歳児クラス	令和 2 年（2020 年） 4 月 2 日 ～ 令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 3 年（2021 年） 4 月 2 日 ～ 令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 4 年（2022 年） 4 月 2 日 ～ 令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 5 年（2023 年） 4 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日
1 歳児クラス	令和 6 年（2024 年） 4 月 2 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日
0 歳児クラス	令和 7 年（2025 年） 4 月 2 日 ～ 保育施設により受け入れ開始月齢が異なります。詳しくは、P. 7 ～ 8 をご覧ください。

ホームページからもダウンロードできます。

令和 8 年度入所申込案内



令和 8 年度入所申込書類



1 継続利用の提出書類について【11月14日（火）締め切り】

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）・・・全員

(2) 「保育を必要とする事由」を証明する書類・・・2・3号認定（保育認定）の方

- ・保護者それぞれに以下のいずれかの書類が必要です。
- ・きょうだいの2人以上が保育施設を利用中の場合、1部のみ提出してください。
- ・令和8年4月の保育を必要とする事由が現在と異なると分かっている場合は、必ず4月からの保育を必要とする事由の証明書類を提出してください。
- ・令和7年8月以降に変更申請などで証明書類を提出された方で、就労証明書や診断書の証明日が継続書類提出日の3か月以内の場合は、継続利用申込時に再度の提出の必要はありません。（ただし、前回提出時から保育を必要とする事由や状況が変わった場合は提出が必要です。）
- ・書類は教育振興課幼保支援班（本庁舎2階3番窓口）にありますので、必要な方はお申し出ください。

保育を必要とする事由		提出が必要な書類	保育必要量	利用できる期間
就労	会社等で勤務	□就労証明書 ※就労（復職）予定の方で、新規入所される場合は、 <u>入所日の翌月14日までの就労（復職）が必要</u> です。 ※就労（復職）予定の方は、就労（復職）後1ヶ月以内に再度就労証明書の提出が必要です。	就労状況に応じて認定	就労が継続している期間
	自営業主内職業務委託	□就労証明書 □職業の証明ができるもの 例：給与明細、業務契約書、所得税・住民税の申告関係書類（直近の確定申告書、青色申告決算書等）等 自営業初年度の方は、営業許可証、開業届等		
育児休業 ※保育施設へ入所中又は転園の方のみ		□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日の記載が必要です。	保育短時間	育児休業が終了する日の属する月の末日まで
妊娠・出産		□母子健康手帳の写し、出産予定日が明記された書類の写しのいずれか1つ ※母子健康手帳は、表紙と出産（分娩）予定日を記入したページの写しが必要です。 ※既に出産されている場合は、上記の提出は不要です。	保育標準時間	出産予定日の6か月前から、出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障害		□診断書 （香美市の様式） ※日常の保育ができないこと及びその期間が明記されていること。	保育を必要とする状況に応じて認定	診断書に明記された期間まで
		□身体障害者手帳等の写し ※日常生活活動が著しく制限される障害があり保育することが困難なことが確認できるもの。		必要な期間
親族の看護・介護		□介護・看護状況申立書 □診断書 （香美市の様式）、 身体障害者手帳等の写し、介護保険証の写しのいずれか1つ ※申立書には看護・介護を受ける方の看護又は介護等が必要なことが明記されていること。	保育を必要とする状況に応じて認定	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧		□災害復旧申立書 □り災証明書	保育標準時間	必要な期間
就学中・技能取得中		□就学（就学予定）申立書 □学生証のコピー又は在学証明書 □就学日数及び就学時間の分かるもの（時間割表・カリキュラム表など）	就学（技能取得）状況に応じて認定	卒業又は終了予定日が属する月の末日まで
求職活動 （起業準備を含む）		□求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	保育短時間	効力発生日から90日が経過する日の属する月の末日まで
虐待、DV		□配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	保育標準時間	必要な期間
その他		□市長が必要と認める書類（事由による）	事由に応じて認定	市長が認める期間

(3) 保育利用時間申請書・・・香美市内の施設を利用中で2・3号認定（保育認定）の方

- ・各施設により、利用できる時間が異なります。
- ・保育利用時間の書き方は記入例を参考にしてください。
- ・保育利用時間申請書に記入された利用時間の範囲内で保育施設のご利用をお願いいたします。

(4) 利用者負担額（保育料）の軽減認定のための申立書・・・下記世帯該当者の方

利用者負担額（保育料）・副食費が第2階層、第3階層及び第4階層の一部で、ひとり親世帯又は入所児童と同居の在宅障害児（者）がいる世帯は、利用者負担額等が軽減されます。該当する場合はご提出ください。また、同居の在宅障害児（者）がいる世帯は、申立書に加えて、身体障害者手帳等の写しも提出してください。

※同居の在宅障害児（者）は生計を同一にしている方に限ります。

2 転園の提出書類について【12月12日（金）締め切り】

- ・上記の継続利用申請書類に「教育・保育施設等転園申込書」を必ず添付してご提出ください。
- ・「教育・保育施設等転園申込書」の転園希望施設名の欄には、通園可能な施設名を希望度順にご記入ください。

※在園中の施設でも児童を募集するため、原則元の施設へは戻れません。

3 入所の承認（決定）について

継続利用の方

継続利用の方は、提出期間内に継続利用申請をしていただくことで、令和8年度も現在利用中の施設を利用することができます。

※現在、高知市の保育所（園）をご利用中の方で、令和8年度も現在利用中の保育所（園）を希望される場合は、高知市による選考が行われますので、継続利用できない場合があります。

転園の方

香美市内の施設に転園の方は、選考基準を基に選考し、入所を承認（決定）します。

第1希望の施設に入所できなかった場合は第2希望以降の施設で再度選考を行います。第1希望の施設のみご記入の方は、第1希望の施設に入所できなかった場合は待機となります。

【入所の結果通知】

継続利用の方	全施設	令和8年1月下旬から2月上旬に入所承認書を発送予定
転園の方	香美市内の施設	
	市外施設	令和8年2月中旬から3月中旬に入所承認書を発送予定

4 教育・保育給付認定について

香美市に住民登録をしている児童が、新規に保育所（園）や認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等を利用するには、香美市役所に入所を申し込むとともに教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。申請がありましたら、教育・保育給付を受ける資格等を認定し、支給認定証を交付します。継続利用の方で、すでに有効な支給認定証をお持ちの方は、教育・保育給付認定申請は必要ありませんが、現況届の提出が必要です。

【認定区分】

認定区分	教育・保育時間	年齢区分	保育の必要性
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	満3歳～小学校就学前	不要
2号認定 (保育認定)	保育標準時間	3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで	必要
	保育短時間		
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	0歳から3歳の誕生日の前々日まで	
	保育短時間		

◎認定こども園を1号認定（教育認定）で利用される方

認定こども園を1号認定（教育認定）で入所希望される方は、入所希望施設へお問い合わせください。施設での入所決定後、教育振興課幼保支援班での手続きが必要です。

※預かり保育料の無償化について

1号認定（教育認定）で入所希望の方の中で、保育の必要性がある方は、預かり保育料が無償化の対象となる場合があります。希望される場合は、入所申込に追加して施設等利用給付認定申請が必要です。

※詳細は教育振興課幼保支援班までお問い合わせください。

【施設等利用給付認定】

認定区分	保育の必要性	クラス年齢	上限
新2号	あり	3歳～5歳	月額 11,300 円
新3号	あり	満3歳児 ※非課税世帯のみ	月額 16,300 円

5 教育・保育給付認定の変更の手続きについて

転職や退職等で「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合や、家庭の状況に変更があった場合は、下の表に定める書類を準備し、教育振興課幼保支援班へ変更の申請・届出を行ってください。

※香美市内の保育園を利用されている方は、通園中の保育園へご提出していただいてもかまいません。

月の途中で変更があった場合、変更後の内容での適用は、原則として事実発生日又は変更届の提出日のいずれか遅い方の翌月 1 日からとなります。（一部の変更を除く）

主な変更の内容		必要書類
就労	就職・転職する場合	☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ ☐ 新しい勤務先の「就労証明書」
	自営業を開始する場合	☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ ☐ 「就労証明書」 ☐ 職業の証明ができる添付書類（営業許可証・開業届等）
	育児休業から復帰する場合	☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ ☐ 「就労証明書」（育児休業期間と復職日の記載が必要）
退職する場合 求職活動をする場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書」 ※保育を利用できる期間は、退職日から 90 日を経過する日が属する月の末日までです。
妊娠した・出産した場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 母子健康手帳の写し、出産予定日が明記された書類の写しのいずれか 1 つ ※母子健康手帳は表紙と出産（分娩）予定日を記入したページの写しが必要 ※既に出産されている場合は、上記の写しの提出は不要です。
育児休業を取得又は延長する場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「就労証明書」（育児休業期間と復職日の記載が必要） ※保育を利用できる期間は、育児休業が終了する日が属する月の末日までです。
疾病にかかった場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「診断書」（香美市の様式）
障害者手帳が交付された場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写しのいずれか 1 つ
親族の介護・看護をする場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「介護・看護状況申立書」 ☐ 「診断書」（香美市の様式）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証の写しのいずれか 1 つ
就学する場合 （職業訓練を含む）		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「就学（就学予定）申立書」 ☐ 学生証のコピー又は在学証明書 ☐ 就学日数及び就学時間の分かるもの（時間割表・カリキュラム表等）
災害復旧に従事する場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」 ☐ 「災害復旧申立書」 ☐ り災証明書
保育施設の利用時間を変更する場合		☐ 「保育利用時間申請書」 ※香美市内の施設のみ必要です。
子どもや保護者の氏名を変更した場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届」
保護者が婚姻・離婚した場合		
保護者が離婚した場合		
香美市内で転居する場合		
香美市外に転出する場合		☐ 「教育・保育施設等退所届」
退園する場合		☐ 「施設型給付費・地域型保育給費支給認定証返還届」

※上記以外にも追加で書類の提出をお願いすることがあります。

6 利用者負担額（保育料）・副食費について

利用者負担額（保育料）又は副食費は、保護者等の扶養義務者に負担していただきます。

0歳～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯および3歳～5歳児クラスの全世帯の保育料は無償化の対象です。

（注）年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合、無償化の対象となるのは次の4月1日以降です。但し、幼稚園と認定こども園の教育希望については満3歳の誕生日の翌月から無償化の対象になります。

【保護者の負担となるもの】

認定区分	2・3号認定 （保育認定）	2号認定 （保育認定）	1号認定 （教育認定）
クラス 年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	満3～5歳児クラス
利用者負担額 （保育料）	徴収あり ※世帯の市町村民税の課税 状況によって決定	無償（無料）	
副食費	徴収なし ※保育料の一部に含まれる	徴収あり ※世帯の市町村民税の課税状況によって決定 ※私立施設・市外施設は各施設が金額を決定	

※利用者負担額（保育料）及び副食費の金額につきましては、別紙「令和8年度香美市保育料等利用者負担基準額表」及び「令和8年度香美市副食費徴収対象者表（予定）」をご覧ください。

◎利用者負担額（保育料）・副食費の決定

利用者負担額（保育料）と副食費は、申込児童の属する世帯の市町村民税の課税状況により決定します。

利用期間	算定基準となる税	算定対象者	決定通知時期
令和8年4月 ～令和8年8月	令和7年度市町村民税額（令和6年中 の所得に対し課税された市町村民税）	申込児童の父母 ※申込児童の祖父母 の全額も合算される 場合があります。	令和8年4月上旬
令和8年9月 ～令和9年3月	令和8年度市町村民税額（令和7年中 の所得に対し課税された市町村民税）		令和8年9月上旬

※算定基準となる課税年度の変更により、利用者負担額が変わる場合があります。

※詳細は、別紙「令和8年度香美市保育料等利用者負担基準額表」及び「令和8年度香美市副食費徴収対象者表（予定）」をご覧ください。

※課税情報が確認できない場合は、利用者負担額が最高額又は副食費が免除対象外となります。

※利用者負担額の基礎となる市町村民税額については、次の税額控除等は適用されません。

寄附金税額控除／外国税額控除／住宅借入金等特別税額控除／配当控除等

◎利用者負担額（保育料）・副食費の支払い方法について

【保育料・副食費の支払い】

	香美市公立保育園	私立保育所（市外含む）	市外公立保育所	認定こども園等
保育料	香美市に支払い	香美市に支払い	利用施設が所在する 市町村に支払い	利用施設に支払い
副食費		利用施設に支払い	利用施設に支払い	

※香美市公立保育園の利用者負担額（保育料）・副食費と私立保育所（ひまわり保育園等）の利用者負担額（保育料）は口座振替又は納付書払いでお支払いいただけます。

※三育ほっとハウス、土佐山田幼稚園、第二土佐山田幼稚園、香美市外の認定こども園等へ入所される方は、施設へお問い合わせください。

◎保育料の軽減について

(1) 多子世帯にかかる保育料軽減（同時入所）

同一世帯において小学校就学前児童が保育所等を同時に利用する場合、2子目の保育料は「半額」、3子目以降の保育料は「無料」となります。

※兄・姉が幼稚園等（新制度に移行していない幼稚園のほか、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通園部、児童デイサービスを利用している場合を含みます。ただし、受給者証を有していることが必要です。）に通っている場合は、幼稚園等の在園証明を提出していただく必要がありますので、該当の場合はお知らせください。

(2) 多子世帯にかかる保育料軽減（その他）

① 申請年度の4月1日時点で18歳に満たないお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の保育料は「無料」です。年度ごとに申請が必要です。

② 生計を一にする（※）兄・姉がいる場合で、以下の場合は保育料が軽減されます。

ア 市民税所得割額が57,700円未満の世帯は2子目の保育料は「半額」となります。

イ ひとり親家庭・障害者家庭等で市民税所得割が77,101円未満の世帯は2子目以降の保育料は「無料」となります。

※生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、常に生活費、学資金等の送金をしている場合には生計を一にするとみなすことがあります。

(3) ひとり親家庭・障害者家庭等の負担軽減

市民税非課税世帯のひとり親家庭・障害者家庭等については、保育料が「無料」です。また、市民税所得割が77,101円未満世帯について、1子目の保育料は「階層区分に応じて軽減」、2子目以降の保育料は「無料」となります。毎年度、軽減認定のための申立書が必要となります。

◎副食費の軽減について

2・3号認定（保育認定）の場合

以下の場合、副食費が徴収免除となります。

- ① 年収360万円未満相当世帯
- ② ひとり親家庭・障害者家庭等で市民税所得割が77,101円未満の世帯
- ③ 保育所等に同時入所している最年長のお子さんを1子目とカウントした時の、3子目以降のお子さん

1号認定（教育認定）の場合

以下の場合、副食費が徴収免除となります。

- ① 市民税所得割が77,101円未満の世帯
- ② 小学校3年生以下のお子さんを1子目とカウントした時の、3子目以降のお子さん

7 食物アレルギーについて（香美市内保育園）

保育園の給食では、現在保護者のご理解やご協力をいただきながら、保育園との話し合いにより原因の食品の除去を基本とした対応をしています。

食物アレルギー児への対応は、命にも関わることで、除去することは重要ですが、アレルギーの原因となる食品は、子どもの成長の上で大切な卵、牛乳・乳製品などの食品であることが多く、医師の指示に従って慎重に対応することが必要だと考えています。

そのため、食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、原則、医師の診断書又は生活管理指導表（旧 除去食指示書）の提出をお願いします。

継続のお子さんについても、成長等を考慮し1年に1度、診断書等の提出をお願いします。

8 香美市教育・保育施設等一覧

【保育園】

	施設名 住所 電話	入所 年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間	備考
					保育標準時間	
					保育短時間	
公立	なかよし保育園 住所：土佐山田町山田 1150 番地 1 電話：0887-53-1006	生後 2 ヶ月～ 5 歳	200	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	0 歳から 2 歳児ク ラスの土曜日保育 は 12:30 まで
	あけぼの保育園 住所：土佐山田町 432 番地 4 電話：0887-57-2137	生後 2 ヶ月～ 5 歳	210	(平日) 7:00～19:00 (土曜日) 7:00～19:00	7:00～19:00 8:30～16:30	7:00～7:29 と 18:31～ 19:00 は 1 枠月額 500 円 の時間外料金が発生 (保育料がかかる方のみ)
	片地保育園 住所：土佐山田町神母ノ木 253 番地 電話：0887-53-2301	生後 6 ヶ月～ 5 歳	60	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～12:30	7:30～18:30 8:30～16:30	
	新改保育園 住所：土佐山田町須江 27 番地 1 電話：0887-53-3872	生後 6 ヶ月～ 5 歳	65	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～12:30	7:30～18:30 8:30～16:30	
	若藤保育園 住所：土佐山田町繁藤 755 番地 12 電話：0887-57-9038	3 歳～ 5 歳	30	(平日) 8:00～16:30 (土曜日) 8:00～12:00	8:00～16:30 8:30～16:30	平成 18 年度から休 園中
	美良布保育園 住所：香北町美良布 1085 番地 電話：0887-59-3070	生後 2 ヶ月～ 5 歳	145	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	
	大柝保育園 住所：物部町大柝 2033 番地 電話：0887-58-2408	生後 6 ヶ月～ 5 歳	60	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～12:30	7:30～18:30 8:30～16:30	
私立	ひまわり保育園 住所：土佐山田町 842 番地 電話：0887-53-4334	産休明 け～ 2 歳	80	(平日) 7:00～18:30 (土曜日) 7:00～18:30	7:00～18:30 8:30～16:30	2 歳児クラスまで の施設

注意事項

※申し込み状況によっては、休園又はクラスを実施しない場合があります。

※入所年齢は令和 8 年 4 月 1 日現在の年齢です。

※保育標準時間の利用時間は、就労証明書等にかかれた時間に見合った範囲での利用になります。

※保育標準認定の方でも、就労時間や勤務日により早めのお迎えが可能な時は、8:30～16:30 の利用を
お願いします。

※土曜日は就労等でご家庭での保育ができない場合のみ利用が可能です。止むを得ない理由で、急遽土曜
日保育が必要となった場合には、事前に施設にお申し出ください。

※勤務先・勤務時間の変更等により、施設利用時間の変更を希望される場合は、「就労証明書」等の勤務
時間等の変更が分かる証明とともに「保育利用時間申請書」を再提出してください。

【小規模保育事業所】

	施設名 住所 電話	入所 年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間	備考
					保育標準時間	
					保育短時間	
私立	三育ほっとハウス 住所：土佐山田町西本町5丁目134番地 電話：0887-53-5178	産休明け～ 2歳	16	(平日) 7：30～18：30 (土曜日) 7：30～18：30	7：30～18：30	2歳児クラスまでの施設
					8：30～16：30	

※三育ほっとハウスを希望の方の保育利用時間は、施設が認める時間になります。

【認定こども園】

	施設名 住所 電話	入所 年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間	備考
					保育標準時間	
					保育短時間	
					教育標準時間	
私立	土佐山田幼稚園 住所：土佐山田町秦山町1丁目48番地3 電話：0887-52-5711	2歳～ 5歳	45	(平日) 7：30～18：30 (土曜日) 8：00～13：00	7：30～18：30	満3歳より1号認定(教育認定)を希望することが可能です。 1号認定(教育認定)を希望される場合は、施設へ直接申込が必要です。
					8：30～16：30	
					9：00～15：00	
	第二土佐山田幼稚園 住所：土佐山田町旭町2丁目6番12号 電話：0887-53-4797	2歳～ 5歳	75	(平日) 7：30～18：30 (土曜日) 8：00～13：00	7：30～18：30	
					8：30～16：30	
					9：00～15：00	

※土佐山田幼稚園・第二土佐山田幼稚園を希望の方の保育利用時間は、施設が認める時間になります。